

新日米租税条約発効後の動き

はじめに

平成15年11月7日（日本時間）に署名された新日米租税条約は、平成16年3月30日に東京において批准書の交換が行われ同日をもって発効した。

新日米租税条約に関しては、租税条約自体の他に関連する文書が日米双方の財務省等から数多く出されている。本論は、平成16年6月末までに公表されたこれら該当する文書等について整理する。

1 新日米租税条約の解説

日本の財務省の担当者が民間の雑誌等に掲載した論稿等を除いて、日米の財務省等から新日米租税条約を説明する文書として公表されたものは、次の3点である。

① DEPARTMENT OF THE TREASURY TECHNICAL EXPLANATION OF THE CONVENTION BETWEEN THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR THE AVOIDANCE OF THE DOUBLE TAXATION AND THE PREVENTION OF FISCAL EVASION WITH RESPECT TO TAXES ON INCOME AND ON CAPITAL GAINS, SIGNED AT WASHINGTON ON NOVEMBER 6, 2003 (平成16年2月24日公

表)

② JOINT COMMITTEE ON TAXATION, EXPLANATION OF PROPOSED INCOME TAX TREATY BETWEEN THE UNITED STATES AND JAPAN (平成16年2月19日公表)

③ 国税庁『平成16年度版 改正税法のすべて』

なお、上記①及び②の資料は、米国財務省のホームページからダウンロードできる。

2 立法当局からの新日米租税条約に関する情報の開示

平成16年3月末の発効後、以下の二つの文書が公表されている。

① 平成16年5月に日本の財務省から「日米租税条約（新条約）におけるストックオプションに関する交渉担当者間の了解事項について」という文書が公表されている。これは、米国財務省が作成し、2004年2月24日に公表した条約のテクニカル・エクスプラネーション（上記1①）に「交渉当事者間の了解（Understanding of the Negotiators）」として、2003年11月6日に日本の財務省主税局国際租税課課長浅川雅嗣氏と米国財務省国際税務部門のバーバラ・アンガス氏が署名したものとして添付されているものと同じ内容である。

Topics of International Taxation

② 平成16年5月19日に新日米租税条約に関する「討議の記録」が日米双方の立法当局により作成され公表されている。その内容は、新日米租税条約の第11条（利子条項）第3項(c) (iv)の適用に関するもので、この規定にある「企業」の「資産」について、所定の連結子会社の資産を考慮して判定することができることを確認しているものである。

3 国税庁から公表された執行に関する文書等

新日米租税条約は、発効が平成16年3月30日であったことから、源泉徴収される租税に関して平成16年7月1日以後に課される租税の額から適用されることになった。このように、署名、発効、適用の期間が短いことから、国税庁は新日米租税条約に関する源泉徴収関連の取扱い等の整備に関して時間との競争を強いられたようである。

新日米租税条約改正に関する租税条約実施特例法等の改正は、平成16年度改正により行われたが、租税条約に関する届出書等は、次のように公表された。

① 「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」の一部改正について（法令解釈通達、課法3-17他7課合同、平成16年5月20日）

② 「日米新租税条約の適用開始日について」（平成16年6月）、なお、この文書には、米国内国歳入庁の「米国における日米新租税条約の適用開始日について」も添付されている。

③ 「源泉所得税の改正のあらまし」（日米新租税条約関係）（平成16年6月）

このうち、上記①は、実務界から公表が待された届出書の様式であり、③は①の公表から1月後に公表されたその説明書である。

また、新日米租税条約の源泉徴収に関する適用が平成17年1月以後であろうという予想を覆して平成16年7月以降になったこともあり、さらに、新条約の投資所得に対する限度税率が旧条約と比較して大きく引き下げられたこと等もあり、旧条約適用と新条約適用の境目である6月の課税か又は7月の課税かを巡る混乱を收拾する目的で、国税庁は上記②の文書を公表した。なお、この②の文書には、米国側の源泉徴収に関する取扱いも添付されており、米国子会社から配当等を受け取る内国法人等の担当者は、これを参考にすることができる。

4 新日米租税条約関係の著書

新日米租税条約に関する著書は、筆者の知る限り、現在のところ、以下のとおりである。

- ① 矢内一好『詳解日米租税条約』（平成16年4月、中央経済社）
- ② 小沢進・高山政信・矢内一好『Q & A租税条約』（平成16年5月、財経詳報社）
- ③ 川田 剛『新日米租税条約を読む』（平成16年6月、税務経理協会）
- ④ 品川克己『完全詳解 新日米租税条約の実務』（平成16年7月、税務研究会）

中央大学商学部教授

矢 内 一 好